平成２１年（フ）第４１３３号
大阪府守口市八雲東町２丁目74番22―102号
債務者　田中マリア
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１７５号
大阪府寝屋川市高柳５丁目32番18号
債務者　近藤由美子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１８０号
大阪府高槻市出丸町６番28号
債務者　鈴木　滿男
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１８１号
大阪府高槻市出丸町６番28号
債務者　鈴木　泰子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１９７号
大阪市住吉区長居西１丁目11番33号　カルム　Ｉ　202号
債務者　吉田　　弘
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４２１８号
大阪府東大阪市足代北２丁目20番11号
債務者　柳　　善子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３６７号
大阪市生野区巽南５丁目15番17号　大生マンション２号Ｂ10号
債務者　田口　敦子
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３９９号
大阪市浪速区元町２丁目11番12号　サンライズ元町201号
債務者　藍　　惠馨
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４１４号
大阪市都島区都島本通４丁目23番９―710号
債務者　藤井　道弘
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４２８号
大阪市平野区瓜破西３丁目２番28号
債務者　三島　広春
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４４５１号
大阪市淀川区三津屋北１丁目４番２号
債務者　酒田奈美こと　韓　　奈美
1　決定年月日時　平成21年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４３号
福岡県大牟田市大字白銀777番地２　白銀市営住宅２棟13号
債務者　飯田　良一
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第４４号
福岡県大牟田市龍湖瀬町33番地11
債務者　小林　順子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第４６号
福岡県大牟田市大字歴木535番地１　高泉市営住宅16棟38号
債務者　髙木　　誠
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第４８号
福岡県大牟田市小浜町88番地125
債務者　緒方　光子
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第４９号
福岡県大牟田市黄金町１丁目９番地３　森方
債務者　鈴木佐都美
1　決定年月日時　平成21年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第１４５号
大津市和邇今宿800番地の１　クレストール和迩102、前住所大津市和邇中浜478番地の１　プレマジュール志賀201号
債務者　大橋　玲子
1　決定年月日時　平成21年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
大津地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８７号
山口県宇部市大字木田502番地
債務者　植田　　静
1　決定年月日時　平成21年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月13日まで
山口地方裁判所宇部支部